

島本町ふれあいセンターにおける気象警報発令時の対応基準について

1. 次の気象警報等のいずれかが発令された場合は、その発令時から閉館します。

(1)	暴風警報
(2)	レベル4 土砂災害危険警報
(3)	レベル4 氾濫危険警報

上記以外の警報等については、個別に対応することとします。

2. 暴風警報が解除されたときの対応

解除に伴う開閉については、次の基準のとおりです。

	解 除 時 点	対 応
(1)	午前8時より前に解除された場合	午前9時から開館（通常開館）
(2)	午前8時以降に解除された場合	解除時刻以降における最初の正時の 1時間後から開館
(3)	午後7時以降に解除された場合	終日閉館

上表の具体例は、次のとおりです。

- (ア) 午前5時に発令され、午前7時59分に解除された場合 → 午前9時から開館（通常開館）

(イ) 午前5時に発令され、午前8時5分に解除された場合 → 午前10時から開館

(ウ) 午前10時に発令され、午後6時59分に解除された場合 → 午前10時から閉館し、午後8時から開館

(エ) 午後1時に発令され、午後7時3分に解除された場合 → 午後1時から閉館し、終日閉館

なお、レベル4 土砂災害危険警報及びレベル4 氾濫危険警報が解除されたときも同様としますが、一部貸館施設については使用を停止している場合があります。

- ※1 災害による被害状況等から判断し、上表以外でも臨時に閉館する場合があります。
- ※2 開館しても次のいずれかに該当する場合は、各施設の貸出しを行えない場合があります。
- ① 施設の被害状況を調査中の場合

② 施設が被害を受けて使用できない場合

③ 施設が避難所になった場合

④ 台風や豪雨が去っても引き続き増水や土砂災害の危険が予想される場合
- ※3 すこやか推進課、こども家庭課及び社会福祉協議会は、ふれあいセンター内での事業を中止します（窓口での受付業務等の対応は、役場窓口と同様とします。）。
- ※4 指定管理者及び図書館は、閉館中窓口業務を停止します。なお、図書館については別途基準を定めています。

【問合せ先】

指定管理者：075-961-1010
すこやか推進課：075-961-1122
こども家庭課：075-962-7931
島本町社会福祉協議会：075-962-5417